株式会社バローホールディングス
証券コード：9956

第63期 定時株主総会 招集ご通知

「地域社会」に新たな価値を提供し続ける企業へ

日時	2020年６月26日（金曜日） 午前10時
場所	岐阜県多治見市十九田町２番地の８ バロー文化ホール（多治見市文化会館） 大ホール （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい）
議案	第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件 第２号議案　監査等委員である取締役５名選任の件 第３号議案　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

新型コロナウイルス感染予防および感染拡大防止のため、本総会につきましては、「例年より縮小した規模」での運営とさせていただきます。
詳細は、別紙「当社第 63 期定時株主総会の運営方針について」をご確認ください。

証券コード　9956
2020年６月９日

株　主　各　位

岐阜県恵那市大井町180番地の１
株式会社バローホールディングス
代表取締役会長兼社長　田 代 正 美

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
敬　具

記

1.　日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時

2.　場　　所　岐阜県多治見市十九田町２番地の８
バロー文化ホール（多治見市文化会館）大ホール

3.　目的事項

報告事項
1.　第63期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2.　第63期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

第３号議案　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。
Ⅰ．事業報告に表示すべき事項のうち以下の項目
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に対する基本方針
Ⅱ．連結株主資本等変動計算書
Ⅲ．連結計算書類における「連結注記表」
Ⅳ．株主資本等変動計算書
Ⅴ．計算書類における「個別注記表」
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　https://www.valorholdings.co.jp/

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合

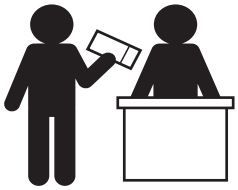

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
※当日ご出席の場合は、書面又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時 2020年６月26日（金）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

郵送

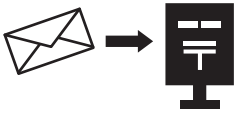

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。
なお、各議案に賛否のご表示がない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2020年６月25日（木）午後５時到着分まで

インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net
にて各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は次ページをご覧ください。

行使期限 2020年６月25日（木）午後５時まで

ご注意事項

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス

議決権行使ウェブサイトURL　https://www.web54.net

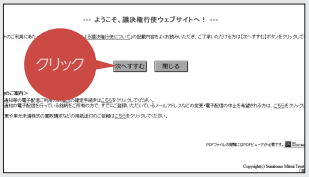

スマートフォンの場合、議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取って議決権を行使いただくことも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2 ログイン

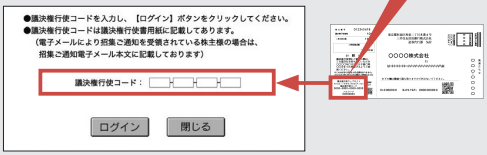

お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

3 パスワードの入力

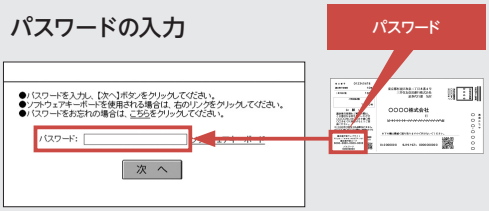

お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、「次へ」をクリックしてください。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。
  本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

システムのご利用に関するご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120−652−031
（受付時間 午前9時 ～ 午後9時）

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（13名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために2名減員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任	田代（たしろ）　正美（まさみ）	代表取締役会長兼社長	11回／11回（100%）
2	再任	横山（よこやま）　悟（さとる）	取締役副社長	11回／11回（100%）
3	再任	篠花（しのはな）　明（あきら）	常務取締役 管理本部長	11回／11回（100%）
4	再任	森（もり）　克幸（かつゆき）	取締役（株式会社タチヤ代表取締役会長）	11回／11回（100%）
5	再任	小池（こいけ）　孝幸（たかゆき）	取締役 流通技術本部長	8回／8回（100%）
6	再任	米山（よねやま）　智（さとし）	取締役 ルビット事業部長	11回／11回（100%）
7	再任	設楽（しだら）　雅美（まさみ）	取締役	11回／11回（100%）
8	再任	和賀登（わがと）　盛作（もりさく）	取締役（株式会社ホームセンターバロー代表取締役社長）	11回／11回（100%）
9	再任	高巣（たかす）　基彦（もとひこ）	取締役（中部薬品株式会社代表取締役社長）	11回／11回（100%）
10	再任	玉井（たまい）　宏和（ひろかず）	取締役 企画部長	8回／8回（100%）
11	再任	浅倉（あさくら）　俊一（しゅんいち）	取締役（アレンザホールディングス株式会社代表取締役社長）	7回／8回（87.5%）

1 再任 田代正美（たしろ まさみ）

1947年(昭和22年)6月9日生

所有する当社株式数
1,530,646株

略歴、地位及び担当

1977年(昭和52年) 4 月　当社入社
1979年(昭和54年)11月　当社取締役
1984年(昭和59年)11月　当社常務取締役
1990年(平成 2 年)10月　当社専務取締役
1994年(平成 6 年) 6 月　当社代表取締役社長
2015年(平成27年) 4 月　当社代表取締役会長兼社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社バロー代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

田代正美氏は、1994年（平成６年）以来、当社の代表取締役社長を務めるとともに当社グループ子会社の代表取締役を兼務するなど、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

2 再任 横山悟（よこやま さとる）

1956年(昭和31年)2月21日生

所有する当社株式数
7,240株

略歴、地位及び担当

1994年(平成 6 年) 7 月　当社入社
2006年(平成18年) 1 月　株式会社アクトス代表取締役社長
2006年(平成18年) 6 月　当社取締役
2018年(平成30年) 4 月　当社取締役副社長（現任）
株式会社バロー取締役副社長（現任）
株式会社アクトス代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社アクトス代表取締役会長
株式会社バロー取締役副社長
株式会社バローマックス代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

横山悟氏は、2006年より当社のスポーツクラブ事業子会社の代表取締役、また当社取締役副社長を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

3 再任 篠花 明（しのはな あきら）

1972年(昭和47年)9月25日生

所有する当社株式数 11,200株

略歴、地位及び担当

2006年(平成18年) 5月 当社入社
2011年(平成23年) 2月 当社SM営業部長
2014年(平成26年) 6月 当社取締役
2015年(平成27年) 4月 当社常務取締役（現任）
当社管理本部長兼総務部長
2015年(平成27年)10月 当社総務人事部長兼リスクマネジメント部長
2017年(平成29年) 1月 当社総務人事部長
2019年(令和 元 年) 9月 当社総務部長（現任）
2020年(令和 2 年) 4月 当社管理本部長兼財務部長（現任）

重要な兼職の状況

中部アグリ株式会社代表取締役社長
株式会社バローエージェンシー代表取締役社長
株式会社岐東ファミリーデパート代表取締役会長

取締役候補者の選任理由

篠花明氏は、当社スーパーマーケット事業子会社の営業部門の責任者及び当社管理部門の責任者の経験とともに、当社グループ子会社の代表取締役を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

4 再任 森克幸（もり かつ ゆき）

1961年(昭和36年)6月22日生

所有する当社株式数 9,200株

略歴、地位及び担当

1992年(平成 4 年) 5月 マルダイタチヤ株式会社（現株式会社タチヤ）入社
2006年(平成18年) 1月 株式会社タチヤ代表取締役社長
2007年(平成19年) 1月 株式会社サンフレンド（現株式会社食鮮館タイヨー）代表取締役社長
2015年(平成27年) 6月 当社取締役（現任）
2018年(平成30年) 4月 株式会社タチヤ代表取締役会長（現任）
株式会社バロー常務取締役 SM事業統括本部長
2019年(平成31年) 1月 同社専務取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社タチヤ代表取締役会長
株式会社バロー専務取締役 SM事業統括本部長
株式会社フタバヤ代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

森克幸氏は、2006年より当社のスーパーマーケット事業子会社の代表取締役を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

5 再任 小池孝幸（こいけ たかゆき）

1972年(昭和47年)９月20日生

所有する当社株式数
3,000株

略歴、地位及び担当

1995年(平成７年)４月　当社入社
2005年(平成17年)１月　当社社長室長
2008年(平成20年)５月　当社物流部長
2018年(平成30年)４月　中部興産株式会社代表取締役社長（現任）
2019年(平成31年)１月　当社ＩＴ戦略室長兼情報システム部長
2019年(令和元年)６月　当社取締役（現任）
2020年(令和２年)４月　当社流通技術本部長兼システム部長（現任）

重要な兼職の状況

中部興産株式会社代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

池孝幸氏は、当社グループが運営するチェーンストアのインフラを支える物流事業子会社の代表取締役を務めるとともに、当社の情報システム部門の責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

6 再任 米山智（よねやま さとし）

1972年(昭和47年)８月13日生

所有する当社株式数
2,000株

略歴、地位及び担当

1996年(平成８年)４月　アクセンチュア株式会社入社
2006年(平成18年)９月　カート･サーモン･アソシエイツ入社
2011年(平成23年)４月　ワタミ株式会社 執行役員総合企画室長
2013年(平成25年)１月　フロンティア･ターンアラウンド株式会社 マネージング･ディレクター
2014年(平成26年)１月　当社入社
2015年(平成27年)４月　当社SM事業統括本部長
2015年(平成27年)６月　当社取締役（現任）
2015年(平成27年)10月　株式会社バロー取締役事業統括本部長
2018年(平成30年)５月　当社総合企画室長
2018年(平成30年)７月　当社総合企画室長兼ルビット事業部長
2020年(令和２年)４月　当社ルビット事業部長（現任）

取締役候補者の選任理由

米山智氏は、経営コンサルタント及び他の事業会社での経営の経験とともに、当社のスーパーマーケット事業子会社の責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

7 再任 設楽雅美（しだら まさみ）

1958年(昭和33年)1月30日生

所有する当社株式数 16,200株

略歴、地位及び担当

1981年(昭和56年) 4月 当社入社
2010年(平成22年) 3月 当社広域流通部長
2014年(平成26年) 7月 当社SM商品部長
2015年(平成27年) 6月 当社取締役（現任）
2015年(平成27年)10月 株式会社バロー取締役商品部長
2019年(令和 元年) 6月 同社取締役 SM事業統括本部副本部長（現任）
2019年(令和 元年) 8月 同社SM商品本部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社Vソリューション代表取締役社長
株式会社VFlower代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

設楽雅美氏は、当社のスーパーマーケット事業子会社の取締役や商品調達･商品開発子会社の代表取締役を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

8 再任 和賀登盛作（わがと もりさく）

1959年(昭和34年)5月4日生

所有する当社株式数 19,100株

略歴、地位及び担当

1983年(昭和58年)12月 株式会社富士屋入社
2000年(平成12年) 1月 当社HC商品部長
2004年(平成16年) 7月 当社HC営業部長
2011年(平成23年) 6月 当社取締役（現任）
2014年(平成26年) 1月 当社HC営業部長
2015年(平成27年)10月 株式会社ホームセンターバロー代表取締役社長（現任）
2019年(平成31年) 4月 アレンザホールディングス株式会社取締役副社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ホームセンターバロー代表取締役社長
株式会社ファースト代表取締役社長
アレンザホールディングス株式会社取締役副社長

取締役候補者の選任理由

和賀登盛作氏は、当社のホームセンター事業子会社の代表取締役を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

9 再任 高巣基彦（たかす もとひこ）

1974年(昭和49年)1月22日生

所有する当社株式数 1,500株

略歴、地位及び担当

1996年(平成 8 年) 4 月　中部薬品株式会社入社
2011年(平成23年) 3 月　同社商品部長
2012年(平成24年) 1 月　同社事業本部長
2013年(平成25年) 6 月　同社取締役
2015年(平成27年) 6 月　同社常務取締役
2017年(平成29年) 6 月　当社取締役（現任）
2018年(平成30年) 4 月　中部薬品株式会社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

中部薬品株式会社代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

高巣基彦氏は、当社のドラッグストア事業子会社の代表取締役を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

10 再任 玉井宏和（たまい ひろかず）

1969年(昭和44年)9月3日生

所有する当社株式数 300株

略歴、地位及び担当

1993年(平成 5 年) 4 月　味の素株式会社入社
2002年(平成14年) 4 月　株式会社サニーマート入社
2011年(平成23年) 9 月　同社営業本部長兼商品部長
2015年(平成27年)12月　当社入社
2018年(平成30年) 3 月　当社企画部長（現任）
2019年(令和 元 年) 6 月　当社取締役（現任）

取締役候補者の選任理由

玉井宏和氏は、食品メーカーでの勤務経験や他のスーパーマーケット事業会社での経営に携わった経験を有するとともに、当社においてはM&Aの責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

11 再任 浅倉俊一（あさくら しゅんいち）

1950年(昭和25年)1月18日生

所有する当社株式数
ー株

略歴、地位及び担当

1976年(昭和51年) 4 月　株式会社アサクラ（現 株式会社ダイユーエイト）設立
代表取締役社長
1977年(昭和52年) 6 月　株式会社ダイユーエイト（商号変更）
代表取締役社長（現任）
2016年(平成28年) 9 月　ダイユー・リックホールディングス株式会社（現 アレンザホールディングス株式会社）代表取締役社長（現任）
2019年(令和 元 年) 6 月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

アレンザホールディングス株式会社代表取締役社長
株式会社ダイユーエイト代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

浅倉俊一氏は、1976年に自らホームセンター事業会社を設立し、経営者として事業拡大を進めた経験・実績・見識は、当社グループの経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としています。

（注）1.　各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
　　2.　各候補者の「重要な兼職の状況」に記載の法人は、当社の子会社又は関連会社であります。

第２号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

監査等委員である取締役全員（４名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの強化のため1名増員し、監査等委員である取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	新任　志津（しづ）　幸彦（ゆきひこ）		11回／11回	—
2	新任　高山（たかやま）　景（たかし）		—	—
3	再任　増田（ますだ）　陸奥夫（むつお）	社外　独立	11回／11回 (100%)	11回／12回 (91.6%)
4	再任　秦（はた）　博文（ひろふみ）	社外　独立	11回／11回 (100%)	12回／12回 (100%)
5	再任　伊藤（いとう）　時光（ときみつ）	社外　独立	11回／11回 (100%)	12回／12回 (100%)

（注）1. 志津幸彦氏及び高山景氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 増田陸奥夫氏及び秦博文氏並びに伊藤時光氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は社外取締役候補者３名を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

4. 増田陸奥夫氏及び秦博文氏の当社社外取締役及び監査等委員である取締役就任期間は本総会終結の時をもって５年、当社監査等委員である取締役就任期間は4年であります。伊藤時光氏の当社社外取締役及び当社監査等委員である取締役就任期間は４年であります。

5. 当社は、社外取締役である増田陸奥夫氏及び秦博文氏並びに伊藤時光氏と責任限定契約を締結しております。当社は各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
なお、その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

1 新任 志津幸彦（しづ ゆきひこ）

1955年(昭和30年)12月15日生

所有する当社株式数
17,300株

略歴、地位及び担当

1989年(平成元年) 6月 当社入社
2005年(平成17年) 1月 当社財務部長
2006年(平成18年) 6月 当社取締役（現任）
2014年(平成26年) 4月 当社財務本部長
2015年(平成27年) 4月 当社財務経理部長兼情報システム部長
2019年(平成31年) 1月 当社財務経理部長
2020年(令和 2年) 4月 当社管理本部 副本部長（現任）

取締役候補者とした任理由

志津幸彦氏は、2005年より当社の経理・財務部門の責任者としての経験とともに情報システム部門の責任者の経験を有するなど、当社グループ管理部門に関する豊富な経験を有するとともに、財務及び会計に関する高い見識を有しております。
当社のコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

2 新任 高山景（たかやま たかし）

1968年(昭和43年)3月27日生

所有する当社株式数
ー株

略歴、地位及び担当

1990年(平成 2年) 4月 農林中央金庫入庫
2015年(平成27年) 7月 同庫 高松支店長
2018年(平成30年) 4月 同庫 ＪＡバンク業務革新部部長（現任）

取締役候補者とした理由

高山景氏は、金融機関に勤務された経験や知見、また財務及び会計に関する高い見識を有しております。当社のコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

3

再　任
社　外
独　立

ます　だ　　むつお
増　田　陸奥夫

1944年(昭和19年)８月７日生

所有する当社株式数
ー株

略歴、地位及び担当

1969年(昭和44年) ４ 月　農林中央金庫入庫
2004年(平成16年) ６ 月　同庫代表理事副理事長
2005年(平成17年) ６ 月　同庫退任
2007年(平成19年) ９ 月　農業経営サポート研究会 会長
2008年(平成20年) ９ 月　株式会社えいらく 会長
2009年(平成21年) ９ 月　一般社団法人日本食農連携機構 理事長（現任）
2015年(平成27年) ６ 月　当社社外取締役
2016年(平成28年) ６ 月　当社社外取締役(監査等委員)（現任）

重要な兼職の状況

一般社団法人日本食農連携機構 理事長

社外取締役候補者とした理由

増田陸奥夫氏は、金融機関に勤務された経験やその後も幅広い活動による経験や知見、また財務及び会計に関する高い見識を有しております。当社のコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

4

再　任
社　外
独　立

はた　　ひろふみ
秦　博　文

1951年(昭和26年)12月16日生

所有する当社株式数
ー株

略歴、地位及び担当

1979年(昭和54年)10月　監査法人八木・浅野事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1999年(平成11年) ５ 月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員
2007年(平成19年) ７ 月　日本公認会計士協会 理事
2014年(平成26年) ７ 月　公認会計士秦博文事務所 所長（現任）
2015年(平成27年) ６ 月　当社社外取締役
2016年(平成28年) ６ 月　当社社外取締役(監査等委員)（現任）

重要な兼職の状況

公認会計士秦博文事務所 所長
佐藤食品工業株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

秦博文氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、長年公認会計士として企業の会計監査等を務められた経験から財務及び会計に関する高い見識と企業活動に関する知見を有しております。当社のコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

5

再　任
社　外
独　立

伊藤時光（いとうときみつ）

1954年(昭和29年)９月６日生

所有する当社株式数
ー株

略歴、地位及び担当

2006年(平成18年) ７月　名古屋国税局 総務部国税広報広聴室長
2012年(平成24年) ７月　名古屋国税局 総務部総務課長
2014年(平成26年) ７月　名古屋中税務署長
2015年(平成27年) ８月　伊藤時光税理士事務所 所長（現任）
2016年(平成28年) ６月　当社社外取締役(監査等委員)（現任）

重要な兼職の状況

伊藤時光税理士事務所 所長
株式会社ウツノ 社外監査役

社外取締役候補者とした理由

伊藤時光氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格とともに長年税務に携わられた経験から財務及び会計に関する高い見識と企業活動に関する知見を有しております。当社のコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

第３号議案　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、2008年６月26日開催の当社第51期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただいて、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を導入いたしました。さらに、同対応方針は、2017年６月29日開催の当社第60期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただいて、更新されております（当該３度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時をもって満了いたします。

当社は、2020年５月22日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを別添のとおり修正して更新することを決定いたしました（当該４度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下「本プラン」といいます。）。本プランは、大量買付者に対する情報提供の要求に関する期間制限を設け、また、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとする点等において、旧プランの内容を変更しております。

なお、本プランの具体的な内容を決定いたしました取締役会には、当社の監査等委員である取締役が全員出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

本議案は、本プランについて株主の皆様の意思を適切の反映させるため、株主の皆様の議決権の過半数をもってのご承認をお願いするものであります。

（別添）

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社グループとしての企業価値の源泉、及び当社グループが保有する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為（下記Ⅲ 2.(3)①で定義されます。以下同じとします。）であっても、当社の企業価値を増大させ、株主共同の利益を向上させるものであれば、これを否定するものではありません。当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきものであると認識しております。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象会社への大量買付行為において、その目的から見て企業価値の向上及び株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えており、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

1．企業価値の源泉

当社グループは、1958年（昭和33年）岐阜県恵那市に「株式会社主婦の店」として設立された、セルフサービスを採用したスーパーマーケット１号店である「恵那店」をその起源としております。

その後、スーパーマーケット事業の他にドラッグストア事業、ホームセンター事業、ペットショップ事業、スポーツクラブ事業をチェーン展開するとともに、商品の製造・生産を行う食品加工業や農業法人の他、店舗運営を支える保守管理業や運輸・倉庫業、海外製品や包装資材等の調達を行う商社を傘下に持つグループ企業として成長を続けて参りました。

このように各種の事業を展開しております当社グループの企業価値創造の源泉は、以下で

あると考えております。
・製造小売業への進化
・多様な業態の展開とグループシナジーの創出

その中でも特に、製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」としてのビジネスモデル構築を目指し、「事業規模の拡大」、「製造小売業への進化」、「現場力の強化」を「３つの歯車」とする経営戦略を体系化しており、今後もこれらの歯車をバランスよく組み合わせ、そのスピードを加速することにより、中長期的な企業価値の向上を図って参ります。

２．中期経営計画に基づく取組み

また、当社グループは、2021年３月期を最終年度とする「バローグループ中期３ヵ年経営計画」の実現に取り組んでおります。経営戦略にもある「３つの歯車」を柱に、経営効率の改善を図るとともに、次なる成長への基盤を確立します。また、この中期経営計画の遂行を通じ、お客様、お取引先様、株主の皆様等の多様なステークホルダーとの新たな関係性構築を目指しております。なお、その概要は以下のとおりであります。

①基本方針

「店舗数から商品力へのパラダイムシフト」

②重点施策

ⅰ．競争力あるフォーマットへの転換

・主力３事業（スーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンター）では、お客様の来店動機が「近さ」から「商品力」に変わるよう、専門性の追求や強化カテゴリーの魅力度向上を図る。
・スーパーマーケット事業では年間30～40店舗の改装や新設店の大型化・リロケーションを通じ、従来型店舗からの転換を急ぐ。ドラッグストア事業は引き続き成長ドライバーとしての役割を担うものの、改装と併せてリロケーションやスクラップ＆ビルドを行い、専門性と利便性を兼ね備えた競争力ある店舗への転換を図る。
・資産効率の改善に向けて、グループの経営資源を有効に活用するとともに、上記の効果が見込めない不採算店舗については、３ヵ年で閉鎖や業態転換を進める。

ⅱ．製造小売業への進化

・お客様に選ばれる商品力、外販可能なサービス品質・コスト競争力を実現する。

ⅲ．新たな成長軸の確立

・スポーツクラブ事業では、低投資かつ月会費を抑えたフィットネスジム「Will_G（ウィルジー）」を３ヵ年でFC展開を併せて200店舗以上出店し、店舗網の早期構築によりシェアの向上を図る。
・地域の社会的課題を解決する機能の提供やインターネット販売業の展開拡大など、グル

ープの経営資源を活かしながら、リアル店舗と共生する事業を育成する。

③配当方針

今後の長期的・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、連結配当性向25％を中長期的目標としております。

なお、この中期経営計画の期間終了後については、改めて新たな中期経営計画を策定し、公表する予定であります。

3．コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、2015年６月より適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードに対応するため、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、その対応状況等の内容を記載した「コーポレートガバナンス報告書」について、内容に変更がある都度更新し、株式会社東京証券取引所に提出しております。

また当社は、2015年６月開催の当社第58期定時株主総会の承認を得て、同年10月より持株会社体制へ移行しました。これにより、当社が当社グループの戦略機能を担い、経営資源の最適配分により企業価値の最大化を図るとともに、事業会社の業務執行に対する監督機能を担うことでガバナンスの強化を推進する体制としました。また、持株会社と事業会社の組織体制を見直すとともに、責任と権限を明確化し、業務執行の迅速化と監督機能の強化を図っております。なお、業務執行の迅速化に向けては「グループ経営執行会議」を設置し、事業会社の投資案件等の決裁を行うとともに、各事業会社の経営課題等を共有しております。

2016年には、同年６月開催の当社第59期定時株主総会の承認を得て、監査等委員会設置会社に移行し、更にガバナンスの強化を図る体制としました。

当社取締役会は、持株会社の業務執行及び事業会社の業務執行を行う監査等委員でない取締役13名と監査等委員である取締役４名（うち社外取締役３名）の計17名で構成されております。なお社外取締役３名は、いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

また、社内取締役２名と社外取締役２名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、取締役会の透明性を確保しております。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1．本プラン更新の目的

当社は、上記Ⅰの基本方針に記載のとおり、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に資する大量買付行為自体を否定するものではありません。しかしながら、当社の企業

価値の源泉であるビジネスモデル等を理解せず、一部の事業や資産に着目した、短期的な利益実現を目的とした大量買付行為が行われる可能性は否定できないと考えております。

当社としては、このような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様に適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（下記2.(3)①で定義されます。以下同じとします。）及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えたうえで、以下のとおり本プランとして更新することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、2020年３月31日現在における当社の大株主の状況は添付の「ご参考①」のとおりであります。また、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

２．本プランの内容

（１）本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

（2）本プランの更新手続－本定時株主総会における承認

旧プランは、2017年６月29日開催の当社第60期定時株主総会による承認を得たものでありますが、本プランの更新についても、株主の皆様の意思を適切に反映するため、本定時株主総会における決議によるご承認をいただくことを条件とします。

（3）本プランの発動に係る手続

①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、

ⅰ．当社の株券等[1]の保有者[2]が保有[3]する当社の株券等に係る株券等保有割合[4]の合計
ⅱ．当社の株券等[5]の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為を行う者が所有[6]し又は所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者[7]が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合[8]の合計

のいずれかが、20％以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受け若しくはこれらに類似する行為又はその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第４項に規定する保有をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。以下ⅱにおいて同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の２第１項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げ

る者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。

8. 金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

②本プランの開示及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（https://valorholdings.co.jp/）に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。ただし、大量買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用防止の観点から、当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報の提供を要請し大量買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）を、当社が大量買付者に対して本必要情報の提供を要求した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大量買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会評価期間（下記③で定義されます。）を開始するものとします。もっとも、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合のみ、必要に応じて30日間を限度として情報提供期間を延長することがあります。

ｉ. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容並びに当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関す

る情報を含みます。）

ⅱ．大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況

ⅲ．大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第１項、同法施行令第14条の８の２第１項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行可能性等を含みます。）

ⅳ．大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容

ⅴ．大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）の概要

ⅵ．大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

ⅶ．大量買付行為後の当社及び当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策並びに資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100％の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）

ⅷ．大量買付行為後の当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他のステークホルダーの処遇方針

ⅸ．大量買付行為のために投下した資本の回収方針

ⅹ．反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容

ⅺ．当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

ⅻ．その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様に開示いたします。また、大量買付者から当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全

部又は一部について開示いたします。

③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様に買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、直ちにその旨並びに下記の取締役会評価期間の始期及び終期を大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。当社取締役会は、原則として、当該大量買付者による大量買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の買付け等の場合には大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内、その他の方法による場合は90日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、直ちに株主の皆様に開示いたします。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過又は下記⑥ⅲに定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会は３名以上５名以下の委員により構成され、公正で中立的な判断を可能とするため、委員は、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役、監査役、執行役もしくは執行役員として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン更新時の独立委員会の委員には、いずれも当社の監査等委員である社外取締役の増田陸奥夫氏、秦博文氏及び伊藤時光氏の合計３名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙１「独立委員会の委員の氏名及び略歴」記載のとおりです。

また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。

⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、監査等委員である取締役を含む当社取締役全員の一致により発動の決議をすることとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、直ちに株主の皆様に開示いたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

さらに、下記⑥ⅲに定めるとおり、下記⑥ⅱの場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとします。

⑥対抗措置の発動の条件

ⅰ．大量買付者が本プランに定める手続を遵守せずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとします。

ⅱ．大量買付者が本プランに定める手続を遵守して大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続を遵守して大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続を遵守して大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

（ⅰ）高値買取要求を狙う買収である場合

（ⅱ）重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
（ⅲ）会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
（ⅳ）会社の高額資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価急上昇の機会を狙って株式を高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
（ⅴ）当社の株券等の買付条件（買付代金・対価の種類、大量買付行為の時期・方法、大量買付行為後の経営方針又は事業計画、大量買付行為後の当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買収である場合
（ⅵ）最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
（ⅶ）大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
（ⅷ）大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
（ⅸ）前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
　a.　顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
　b.　当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないか又は回避することができないおそれがある場合

ⅲ．株主総会の開催

上記ⅱのとおり、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主総会を招集し、出席株主（議決権行使書等により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様の議決権の過半数の賛成をもって、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を

確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を株主の皆様に対して情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議がされるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

⑦当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ⅰ又はⅱのいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、上記⑥ⅱの場合で、かつ、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って、対抗措置の発動又は不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要、上記株主総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様に開示いたします。大量買付者は、取締役会評価期間経過後又は上記⑥ⅲに定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合には、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は中止に関する決定を行うことができます。また、この場合にも、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様に開示いたします。

（4）対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙２「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式１株につき新株予約権１個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権１個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は１円であり、本新株予約権１個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式１株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には、調整後の株数）が交付されます。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

更に、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。

（5）本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2023年３月期に関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえたうえで、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合があります。

なお、本プランは2020年５月22日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。
また、2023年３月期に関する当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行ったうえで、本プランの更新の可否、又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

３．株主・投資家の皆様に与える影響

（１）本プランの更新時に株主・投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

（２）本新株予約権の無償割当ての実施により株主・投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき１個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。
もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②記載の手続により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する株式１株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。
なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、１株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、１株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（３）本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主・投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様に当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社普通株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

（4）本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

①本新株予約権の行使の手続

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権１個あたり１円を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権１個につき１株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には、調整後の株数）の当社普通株式が交付されることになります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様に交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様に

は、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細等につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決議された後、株主の皆様に開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅳ．本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、本プランが、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1．買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年６月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

2．企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること

本プランは、上記Ⅲ記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただき、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として更新されるものです。

3．株主意思を重視するものであること

本プランは、更新にあたり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ 2.(2)記載のとおり、本定時株主総会において、本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案が承認されない場合、本プランは更新されません。更に、本プランの

有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様に示すものです。加えて、上記Ⅲ 2.(3) ⑥ⅲ記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することができるものとしております。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

4．独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2.(3)④記載のとおり、本プランの更新にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5．合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2.(3)記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6．独立した地位にある第三者専門家の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ 2.(3)③及びⅢ 2.(3)⑤記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2.(5)記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を１年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

別紙１

独立委員会の委員の氏名及び略歴

増田 陸奥夫（ますだ むつお） 1944年(昭和19年)生

1969年(昭和44年)	４月	農林中央金庫入庫
2004年(平成16年)	６月	同庫 代表理事副理事長
2005年(平成17年)	６月	同庫退任
2007年(平成19年)	９月	農業経営サポート研究会 会長
2008年(平成20年)	９月	株式会社えいらく 会長
2009年(平成21年)	９月	一般社団法人日本食農連携機構 理事長（現任）
2015年(平成27年)	６月	当社社外取締役
2016年(平成28年)	６月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

秦 博文（はた ひろふみ） 1951年(昭和26年)生

1979年(昭和54年)	10月	監査法人八木・浅野事務所（現ＥＹ新日本有限責任監査法人）入所
1999年(平成11年)	５月	太田昭和監査法人（現ＥＹ新日本有限責任監査法人）代表社員
2007年(平成19年)	７月	日本公認会計士協会 理事
2014年(平成26年)	６月	新日本有限責任監査法人（現ＥＹ新日本有限責任監査法人）退任
2014年(平成26年)	７月	公認会計士秦博文事務所 所長（現任）
2015年(平成27年)	６月	当社社外取締役
2015年(平成27年)	６月	佐藤食品工業株式会社 社外監査役
2016年(平成28年)	６月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2017年(平成29年)	６月	佐藤食品工業株式会社 社外取締役（現任）

伊藤 時光（いとう ときみつ） 1954年(昭和29年)生

2006年(平成18年)	７月	名古屋国税局総務部国税広報広聴室長
2012年(平成24年)	７月	名古屋国税局総務部総務課長
2014年(平成26年)	７月	名古屋中税務署長
2015年(平成27年)	８月	伊藤時光税理士事務所 所長（現任）
2016年(平成28年)	６月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

増田 陸奥夫氏、秦 博文氏及び伊藤 時光氏は、会社法第２条第15号に規定される当社社外取締役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。増田 陸奥夫氏、秦 博文氏及び伊藤 時光氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

別紙２

新株予約権の要項

１．新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
　本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）で定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式１株につき１個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

２．発行する新株予約権の総数
　新株予約権の割当総数は、割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

３．新株予約権の無償割当ての効力発生日
　本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

４．新株予約権の目的である株式の種類及び数
　新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は１株以下で当社取締役会が定める数とする。ただし、第５項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

５．新株予約権の目的である株式の数の調整
　①　当社が、割当期日後、当社株式の分割若しくは併合又は合併若しくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。
　②　対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知又は定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

６．新株予約権の払込金額
　無償とする。

７．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　新株予約権１個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は１円とする。

8．新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知又は公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9．新株予約権の行使条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果

Ⅰ 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計

Ⅱ 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為を行う者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20％以上となる者をいう。

b. a.Ⅰにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a.Ⅱにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいう。

c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含む。

d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第４項に規定する保有をいう。

e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいう。

f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の２第１項に規定する所有をいう。

g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除く。

h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいう。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、若しくはその特別関係者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくは

これらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

② 当社は、第８項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第９項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使又は当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使又は当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

13. 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第８項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正又は廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正又は廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

（ご参考①）

大株主の状況

2020年３月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

順位	氏名又は名称	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式の割合(%)
1	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,407,000	6.33
2	公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	2,910,000	5.41
3	中部エージェント株式会社	2,730,272	5.07
4	農林中央金庫	2,542,800	4.72
5	株式会社十六銀行	2,536,240	4.71
6	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,521,700	4.68
7	田代 正美	1,530,646	2.84
8	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,404,400	2.61
9	株式会社リテールパートナーズ	1,260,000	2.34
10	株式会社アークス	1,260,000	2.34

（注）１　発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
２　上記のほか、当社が自己株式205,255株を保有しております。

(ご参考②)

当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート

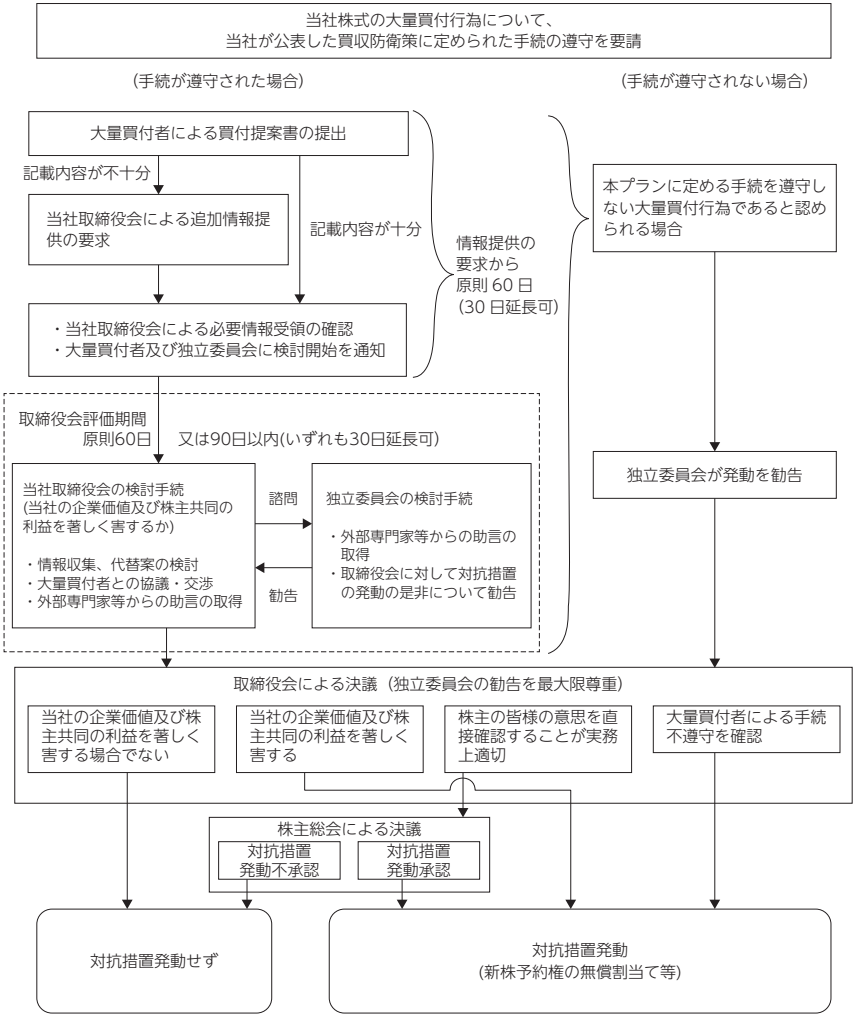

(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以　上

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いたものの、新型コロナウイルス感染症の影響から内外経済の下振れリスクが高まるなど、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。流通業界におきましては、業態を超えた競争の激化や人員不足感の高まり等を受け、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社グループは持続可能な事業活動の実現に向けて、2019年４月に人材開発センターを稼働し、現場力を高める技術研修や次世代幹部養成研修等を拡充しました。また、輸送を必要とする多くの業界でトラック運転手の不足等を課題としていることから、当社物流センターで入荷予約システムを活用してトラックの待機時間を解消するとともに、加工食品の発注リードタイムを延長して入出荷作業の平準化を進めるなど、お取引先様と協働して物流の安定的な確保に努めました。

２期目を迎えた中期３ヵ年経営計画の進捗につきましては、基本方針「店舗数から商品力へのパラダイムシフト」に沿って、より商品に焦点をあてた競争力あるフォーマットへの転換に注力しました。スーパーマーケット事業では既存店改装・リロケーションを行い、ドラッグストア事業では商圏特性に合わせた商品や機能の拡充を進めました。また、株式会社ホームセンターバローとアレンザホールディングス株式会社との間で、2019年４月１日を効力発生日とする株式交換を通じてホームセンター事業を統合し、シナジー創出への取り組みを本格化させました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は前年同期比19.8％増の6,780億96百万円となりました。営業利益は前年同期比9.2％増の155億15百万円に、経常利益は前年同期比4.9％増の168億78百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比18.1％減の64億77百万円となりました。なお、当連結会計年度末現在のグループ店舗数は、1,175店舗となっております。

統合により規模が拡大したホームセンター事業及びその他の事業（ペットショップ事業を含む）、前期から当期にかけてＭ＆Ａを行ったスーパーマーケット事業、既存店売上高が好調に推移したドラッグストア事業が増収に寄与しました。ホームセンター事業及びその他の事業、ドラッグストア事業は利益面にも寄与し、営業利益及び経常利益は２期連続増益となりましたが、特別損失が増加したほか、アレンザホールディングス株式会社の子会社化に伴い、控除対象の非支配株主に帰属する当期純利益が増加したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりました。

セグメント業績は次のとおりであります。

スーパーマーケット(ＳＭ)事業

ＳＭ事業の営業収益は3,727億33百万円（前年同期比5.5％増）、営業利益は90億50百万円（前年同期比4.1％減）となりました。

同事業では、来店動機となる強い商品・カテゴリーを持った「デスティネーション・ストア」への進化を目指し、生鮮を中心に強化品群を際立たせた売場構成への変更を進めました。株式会社バローでは、大型店を中心に実施してきた改装を全社的に波及させるため、2020年２月より店舗数の約４割を占める中型店舗（売場面積400～550坪）の重点的改装に着手しました。売場を拡張した畜産部門では、強化した牛肉が売上を牽引し、畜産プロセスセンターで加工度を高めた商品が利益を下支えしました。前期より強化を図ってきた果物部門では、産地直送の取り組みを軸に地方市場の活用やグループ企業間での産地共有を付加するなど、柔軟な仕入体制を構築し、当期より強化対象に加えた鮮魚部門では、新たな取引先を開拓して鮪の販売を強化し、商品化にこだわった刺身盛合せや旗艦店の好事例が波及した刺身用柵取りセットの販売を大きく伸ばしました。また、とんかつ・唐揚げなど、ベーシックな自社商品を改良して集中販売した惣菜部門では、販売量の増加が工場の生産性改善に繋がりました。

企業間連携につきましては、当社、株式会社アークス及び株式会社リテールパートナーズとの間で締結した資本業務提携の下、加工食品では限定商品の導入や共同販促企画の実施、生鮮食品では共同仕入を通じてスケールメリットを享受するとともに、産地情報を共有して売場の強化に繋がる商品を導入しました。また、当社グループの調達・製造機能間連携も課題としていたため、３月に中部フーズ株式会社が開設した持ち帰り寿し専門店「寿し匠味」（愛知県名古屋市中村区）において、株式会社ダイエンフーズや本田水産株式会社が取り扱う海鮮素材を使用した「まぐろづくし丼」や「三陸産金華さばの炙り棒寿し」を開発・導入しております。

同事業におきましては、2019年８月に千葉県で生鮮ディスカウントストアを展開する株式会社てらお食品を子会社化し、同社の４店舗を併せて14店舗を新設、リロケーション・業態転換に係る２店舗を含む計６店舗を閉鎖し、当連結会計年度末現在の店舗数はグループ合計298店舗となりました。店舗競争力と地域シェアの向上を目指し、「ＳＭバロー中志段味店」（愛知県名古屋市守山区）、「ＳＭバロー正家店」（岐阜県恵那市）を移転新設したほか、業態転換により「タチヤ長久手店」（愛知県尾張旭市）を開設しました。

同事業は、前期から当期に子会社化した株式会社フタバヤ、三幸株式会社及び株式会社てらお食品が寄与し、増収となりました。株式会社バローでは既存店売上高が前年同期比で1.7％減少したものの、生鮮売上構成比の上昇やオペレーションの安定化により売上総利益率の改善が進み、増益となりました。しかしながら、三幸株式会社で収益が悪化したほか、株式会社公正屋及び韓国におけるＳＭ事業で開業費用を吸収しきれず、事業全体で減益となりました。

ドラッグストア事業

ドラッグストア事業の営業収益は1,393億58百万円（前年同期比9.1％増）、営業利益は43億17百万円（前年同期比23.8％増）となりました。

同事業におきましては、岐阜県で調剤薬局を展開する有限会社ひだ薬局を2019年７月に、有限会社サンファーマシーを12月に子会社化し、２社の８店舗を併せて42店舗を新設、スクラップ＆ビルド対象４店舗を含む計５店舗を閉鎖し、当連結会計年度末現在の店舗数はグループ合計416店舗（うち調剤取扱107店舗）となりました。

商圏特性に合わせた店づくりを進め、スクラップ＆ビルドで売場を拡張した「V・drug根本店」（岐阜県多治見市）では、化粧品・ヘアケア用品を拡充するとともに、旧店舗跡地にクリニックを誘致し、調剤部門を併設しました。また、都心部への新たな展開として、「V・drug内山店」（愛知県名古屋市千種区）、「V・drug栄本町通店」（愛知県名古屋市中区）を開設し、テスティング・カウンターを備えた化粧品売場を展開するとともに、惣菜やインバウンド対応商品を導入しました。2020年３月には、都心型旗艦店と位置づける「V・drug錦二丁目店」（愛知県名古屋市中区）を新たなブランディングの下に開設し、メイクやヘアカラーのバーチャル体験ができるアプリや４種類の健康測定器を導入したほか、惣菜をはじめ、都心部の需要に応じたカテゴリーを充実させました。

専門性の強化に向けて、カウンセリングを必要とする医薬品や化粧品の販売に引き続き注力するとともに、接客時間を創出するため、商品補充の効率化を進めました。また、段階的に進めてきたＥＤＬＰ（エブリデイ・ロー・プライス）及びローコスト・オペレーションを志向した店舗への移行を８月に完了し、チラシ投入回数の削減等による経費削減を原資に、地域の競争状況に応じた価格設定とするなど、競争力の維持にも努めました。

同事業では食品や調剤の伸張に加え、新型コロナウイルス感染症対策としてマスク・除菌関連商品の販売も進み、既存店売上高が前年同期比で5.3％増加しました。前期から当期にかけて開設した店舗も寄与したほか、経費率の低減効果が大きかった第２四半期までの業績や第４四半期における売上総利益率の改善に支えられ、増収増益となりました。

ホームセンター(ＨＣ)事業

ＨＣ事業の営業収益は1,143億１百万円（前年同期比107.2％増）、営業利益は34億65百万円（前年同期比32.5％増）となりました。なお、当連結会計年度には、子会社化したアレンザホールディングス株式会社の2020年２月期（2019年３月１日～2020年２月29日）の当該事業の業績が含まれておりますが、株式会社ホームセンターバローにつきましては、2019年４月１日から2020年２月29日までの11か月間を対象としております。

同事業では、事業統合を機にアレンザグループで実施した販促企画「アレンザホールディングス誕生祭」が好調な滑り出しを見せるなか、商品力の向上に向けて合同商談を開催しました。地域競争力の強化とシナジー創出を着実に進めるため、持株会社にあった仕入機能を事業会社（株式会社ダイユーエイト、株式会社タイム）に移行し、持株会社が商品開発・共

同仕入を推進して原価低減を図るよう、９月に組織体制を改めました。プライベート・ブランドにつきましては、旧商品をグループで販売して在庫調整をしながら、新ブランド「Alleanza（アレンザ）」の開発・導入を順次進めております。

店舗につきましては、「ダイユーエイト福島西店」（福島県福島市）をグループのペットショップとともに移転新設するなど、株式会社ダイユーエイトで６店舗を新設、４店舗を閉鎖し、当連結会計年度末現在の店舗数はグループ合計148店舗となりました。株式会社ホームセンターバローでは、４月に建築・土木工事等に携わるプロを対象とした「PROsite（プロサイト）名港店」（愛知県名古屋市港区）を業態転換により開設したほか、10月には「ＨＣバロー中津川坂本店」（岐阜県中津川市）に「工具・資材館」を設置し、建築資材、工具・金物、作業衣料等を拡充しました。これらの運営ノウハウは、2020年２月に株式会社ダイユーエイトが開設した「エイトプロ福島西店」（福島県福島市）に移植されております。

同事業では、株式会社ダイユーエイト、株式会社ホームセンターバロー及び株式会社タイムの３社計で既存店売上高が前年同期比で0.4％減少しましたが、アレンザグループの当該事業が寄与し、増収増益となりました。

スポーツクラブ事業

スポーツクラブ事業の営業収益は135億97百万円（前年同期比3.3％増）、営業利益は５億56百万円（前年同期比17.3％減）となりました。

同事業においては、低投資かつ月会費を抑えたフィットネスジム「スポーツクラブアクトスWill_G（ウィルジー）」の出店を加速しました。拡大を目指すフランチャイズ展開では、アレンザグループで６店舗、リテールパートナーズグループで１店舗の運営を開始するなど、企業間連携で企図したシナジー効果が創出されつつあります。一方、会員数が伸び悩む総合スポーツクラブの活性化に向けて、2019年12月にスポーツ用品販売業の株式会社アプローチを子会社化し、テニスコート併設型クラブ等の物販・情報提供機能の強化に着手しました。店舗につきましては、同社の３店舗を併せて46店舗（うちフランチャイズ運営22店舗）を新設し、当連結会計年度末現在の店舗数は192店舗（うちフランチャイズ運営50店舗）となっております。

同事業では、フィットネスジム新設店に占める直営比率が低下したものの、開業費用が先行する構造は依然として変わらず、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、３月に全店舗で13日間営業を自粛したことも響き、増収減益となりました。

流通関連事業

流通関連事業の営業収益は106億87百万円（前年同期比4.1％増）、営業利益は27億93百万円（前年同期比4.0％減）となりました。

物流、資材卸売、設備メンテナンスなど、流通に関連する事業に携わるグループ企業では、店舗新設や改装に伴う什器導入や、経費削減及び環境負荷低減に繋がる設備入れ替えを

進めました。物流事業では、三幸株式会社やアレンザグループが東海地方で展開するペットショップの物流業務を受託し、配送効率化に寄与したほか、前期からの経費増も一巡しましたが、第３四半期までの業績を補えず、また、前期に子会社化した再生資源卸売業が古紙需要低迷の影響を受け、事業全体で増収減益となりました。

その他の事業

その他の事業の営業収益は274億19百万円（前年同期比339.2％増）、営業利益は14億10百万円（前年同期比98.0％増）となりました。

同事業には、ペットショップ事業、不動産賃貸業、衣料品等の販売業などが含まれております。なお、当連結会計年度には、アレンザホールディングス株式会社の2020年２月期（2019年３月１日～2020年２月29日）のペットショップ事業等の業績が含まれておりますが、株式会社ホームセンターバローのペットショップ事業につきましては、2019年４月１日から2020年２月29日の11か月間を対象としております。

ペットショップ事業においても、グループ企業間でプライベート・ブランドの共同販売を進めました。店舗につきましては、株式会社アミーゴで４店舗を新設、１店舗を閉鎖、株式会社ホームセンターバローで２店舗を新設、株式会社ジョーカーで１店舗を新設し、当連結会計年度末現在のペットショップ店舗数はグループ合計107店舗となっております。

その他の事業では、アレンザグループの当該事業が寄与し、増収増益となりました。

2.　資金調達等についての状況

(1) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は338億31百万円であります。

その主なものは、スーパーマーケットの新設10店舗、70億18百万円、ドラッグストアの新設34店舗、60億78百万円、ホームセンターの新設６店舗、39億79百万円、スポーツクラブの新設43店舗、16億50百万円、人材開発センターの新設、20億16百万円及び先行投資、５億10百万円であります。

(2) 資金調達の状況

上記設備投資は主に自己資金でまかなっております。

3. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は2019年４月１日を効力発生日として、当社の完全子会社であった株式会社ホームセンターバローとアレンザホールディングス株式会社との株式交換を実施し、同社を連結子会社としております。これにより、当連結会計年度より、アレンザホールディングス株式会社及びその子会社７社を連結の範囲に含めております。

4. 対処すべき課題

当社グループが主として属する食品流通業界では、社会構造の変化を受けて、各業態でビジネスモデルの見直しを迫られています。スーパーマーケットはこれまで、経済成長や人口増加を前提として、店舗を標準化してドミナント政策の下に多店舗化し、少人数による効率的運営を追求してまいりました。しかし、ドラッグストアをはじめ、食品を取り扱う業態が店舗数を増やすなか、スーパーマーケットが選ばれてきた「近い」という優位性が失われつつあり、より広域から集客できるフォーマットに転換できるかが問われています。

このような環境の下、「店舗数から商品力へのパラダイムシフト」を基本方針とする中期３ヵ年経営計画の総仕上げとして、スーパーマーケット、ドラッグストア及びホームセンターの主要３事業を中心に、より商品に焦点をあてた競争力あるフォーマットへの転換を進め、収益改善を図ってまいります。スーパーマーケット事業では、来店動機となる強い商品・カテゴリーを持った「デスティネーション・ストア」を目指し、中型店舗改装を重点的に実施しながら、その核となる商品力の向上にも注力いたします。また、統合から１年が経過したホームセンター事業では、プライベート・ブランドの切り替えを促進するとともに、開発基準を価格から価値志向へ転換してまいります。企業間連携によるシナジー効果を創出しながら、資産効率の改善にも取り組んでまいります。

設備投資につきましては、スーパーマーケットで20～30店舗の改装を計画するなど、引き続き既存店投資に重点配分いたします。新店投資につきまして、成長ドライバーとしての役割を担うドラッグストア事業で高水準の出店を継続する一方、中期３ヵ年経営計画でフィットネスジムの出店加速を予定していたスポーツクラブ事業では、新型コロナウイルス感染拡大の影響から出店を抑制し、スーパーマーケット５店舗、ドラッグストア35店舗、ホームセンター（専門業態を含む）４店舗、スポーツクラブ20店舗、ペットショップ６店舗、その他３店舗の計73店舗の新設を計画しております。

5. 財産及び損益の状況の推移

区分 ＼ 期別	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期（当連結会計年度）
営業収益（百万円）	520,530	544,020	565,931	678,096
経常利益（百万円）	16,762	14,937	16,091	16,878
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	10,522	7,570	7,910	6,477
1株当たり当期純利益（円）	205.83	148.04	153.06	120.63
総資産額（百万円）	269,488	285,905	311,813	383,919
純資産額（百万円）	107,727	113,167	125,395	140,645

（注）1. 営業収益は、売上高と営業収入の合計であります。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

6. 重要な親会社及び重要な子会社の状況

(1) 親会社との状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社バロー	100百万円	100.00%	スーパーマーケット事業
株式会社タチヤ	30	100.00	スーパーマーケット事業
株式会社食鮮館タイヨー	90	100.00	スーパーマーケット事業
中部フーズ株式会社	95	100.00	食品加工業
中部薬品株式会社	1,441	100.00	ドラッグストア事業
株式会社ダイユーエイト	100	51.22	ホームセンター事業
株式会社タイム	100	51.22	ホームセンター事業
株式会社ホームセンターバロー	100	51.22	ホームセンター事業
株式会社アクトス	80	100.00	スポーツクラブ事業
中部流通株式会社	52	100.00	食品、雑貨及び資材の卸売業
中部興産株式会社	300	100.00	物流事業
アレンザホールディングス株式会社	2,000	51.22	ホームセンター事業、ペット事業等を行う子会社の経営管理

7. 主要な事業内容

当社グループは、スーパーマーケット事業、ドラッグストア事業、ホームセンター事業、スポーツクラブ事業、流通関連事業及びその他の事業を営んでおります。

セグメント	事業の内容
スーパーマーケット事業	スーパーマーケットの営業、食品加工業、卸売業
ドラッグストア事業	ドラッグストアの営業、卸売業
ホームセンター事業	ホームセンターの営業、卸売業
スポーツクラブ事業	スポーツクラブの営業
流通関連事業	清掃業、設備メンテナンス業、物流事業、食品及び包装資材の卸売業
その他の事業	ペットショップ事業、衣料品販売業、保険代理業、観光施設の経営等

8. 主要な営業所

(当　　社)

本　　店	岐阜県恵那市大井町180番地の１
本　　部	岐阜県多治見市大針町661番地の１
名古屋本部	愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目16番21号
可児事務所	岐阜県可児市広見北反田1957番地の２

(㈱バロー)

本　　部	岐阜県多治見市大針町661番地の１
物流センター	可児チルド物流センター（岐阜県可児市）
	可児ドライ物流センター（岐阜県可児市）
	大垣物流センター（岐阜県大垣市）
	北陸物流センター（富山県南砺市）
	北陸第２物流センター（富山県南砺市）
	静岡総合センター（静岡県島田市）
	一宮物流センター（愛知県一宮市）
	豊田物流センター（愛知県豊田市）
	福井チルド物流センター（福井県福井市）
	福井ドライ物流センター（福井県福井市）
プロセスセンター	可児プロセスセンター（岐阜県可児市）
	可児青果センター（岐阜県可児市）
	大垣プロセスセンター（岐阜県大垣市）
	北陸プロセスセンター（富山県南砺市）
	北陸青果センター（富山県南砺市）
	静岡プロセスセンター（静岡県島田市）
	福井畜産プロセスセンター（福井県福井市）
	福井水産プロセスセンター（福井県福井市）

(中部薬品㈱)
本　　部　　岐阜県多治見市高根町４丁目29番地
物流センター　　中部薬品物流センター（岐阜県多治見市）
木曽川物流センター（愛知県一宮市）
静岡物流センター（静岡県島田市）
北陸物流センター（富山県南砺市）
(アレンザホールディングス㈱)
本　　社　　福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
(㈱ダイユーエイト)
本　　社　　福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
(㈱タイム)
本　　社　　岡山県岡山市北区下中野465番地の４
(㈱ホームセンターバロー)
本　　部　　岐阜県多治見市大針町661番地の１
(㈱アクトス)
本　　部　　岐阜県可児市下恵土4120番地
(店　　舗)

セグメント	会　社　名	都道府県別店舗数
スーパーマーケット事業	㈱　バ　ロ　ー	岐阜県 70　愛知県 59　三重県　7　静岡県 22　富山県 13 石川県 13　福井県 23　長野県　9　滋賀県 14　山梨県　2 京都府　2　大阪府　3　新潟県　3
	㈱　タ　チ　ヤ	愛知県　9　岐阜県　6　三重県　2
	㈱食鮮館タイヨー	静岡県 17
	㈱　公　正　屋	山梨県　5　神奈川県　1
	㈱　フ　タ　バ　ヤ	滋賀県　3
	三　幸　㈱	富山県　8
	そ　の　他	愛知県　8　千葉県　4　その他　3
ドラッグストア事業	中部薬品㈱他２社	岐阜県 146　愛知県 158　三重県 15　静岡県 14　富山県 40 石川県　17　福井県　18　滋賀県　3　京都府　4　大阪府　1
ホームセンター事業	㈱ダイユーエイト他3社	岐阜県 23　愛知県　8　三重県　4　静岡県　1　新潟県　1 岡山県 12　福島県 59　山形県 15　その他 25

スポーツクラブ事業	㈱アクトス他1社	岐阜県 25 愛知県33 三重県14 静岡県 5 富山県 3 石川県 5 福井県 1 新潟県 2 長野県 3 滋賀県 5 京都府 3 大阪府14 兵庫県11 岡山県 2 東京都 7 神奈川県 7 千葉県11 福島県 1 山形県 1 その他39
その他の事業	㈱アミーゴ他2社	岐阜県 3 愛知県 3 富山県 1 石川県 1 新潟県 3 長野県 1 大阪府 5 兵庫県 9 岡山県 6 東京都16 千葉県 2 神奈川県15 福島県 8 山形県 4 その他30
	㈱バローホールディングス他1社	岐阜県 2 静岡県 1 岡山県 3

9. 従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
スーパーマーケット事業	3,811名	227名
ドラッグストア事業	1,284	190
ホームセンター事業	1,358	795
スポーツクラブ事業	457	21
流通関連事業	540	21
その他の事業	623	420
全社（共通）	95	△7
合計	8,168	1,667

（注） 従業員数には、パートタイマー（25,434名）は含まれておりません。

10. 主要な借入先及び借入額

主要な借入先	借入額
農林中央金庫	22,793百万円
株式会社三菱UFJ銀行	13,090
株式会社十六銀行	7,928
株式会社三井住友銀行	6,092

Ⅱ．会社の株式に関する事項

1. **発行可能株式総数**　200,000,000株
2. **発行済株式の総数**　53,987,499株（自己株式205,255株含む）
3. **株主数**　16,691名
4. **大株主の状況**

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,407,000株	6.33%
公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	2,910,000	5.41
中部エージェント株式会社	2,730,272	5.07
農林中央金庫	2,542,800	4.72
株式会社十六銀行	2,536,240	4.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,521,700	4.68
田代正美	1,530,646	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,404,400	2.61
株式会社リテールパートナーズ	1,260,000	2.34
株式会社アークス	1,260,000	2.34

（注）1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式には、「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式88,000株は含まれておりません。

5. **その他の株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している新株予約権等に関する事項

第３回新株予約権

(1)新株予約権の払込金額　払込を要しない

(2)新株予約権の行使価額　１個につき373,300円

(3)新株予約権の行使条件　①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③その他権利行使の条件は、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(4)新株予約権の行使期間　2017年９月１日から2022年８月30日まで

(5)当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	580個	普通株式　580,000株	7人

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

1．当社の会社役員に関する事項

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	田代正美		株式会社バロー代表取締役社長
取締役副社長	横山悟		株式会社アクトス代表取締役会長 株式会社バロー取締役副社長 株式会社バローマックス代表取締役社長
常務取締役	篠花明	総務部長	中部アグリ株式会社代表取締役社長 株式会社バローエージェンシー代表取締役社長 株式会社岐東ファミリーデパート代表取締役会長
取締役	志津幸彦	財務経理部長	
取締役	森克幸		株式会社タチヤ代表取締役会長 株式会社バロー専務取締役 株式会社フタバヤ代表取締役社長
取締役	米山智	総合企画室長兼ルビット事業部長	
取締役	設楽雅美		株式会社Ｖソリューション代表取締役社長 株式会社ＶFlower代表取締役社長
取締役	和賀登盛作		株式会社ホームセンターバロー代表取締役社長 株式会社ファースト代表取締役社長 アレンザホールディングス株式会社取締役副社長
取締役	山下隆夫	無店舗販売事業部部長	
取締役	高巣基彦		中部薬品株式会社代表取締役社長
取締役	小池孝幸	物流部長兼IT戦略室長兼 情報システム部長	中部興産株式会社代表取締役社長
取締役	玉井宏和	企画部長	
取締役	浅倉俊一		アレンザホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社ダイユーエイト代表取締役社長
取締役 常勤監査等委員	髙﨑治		
取締役 監査等委員	増田陸奥夫		一般社団法人日本食農連携機構理事長
取締役 監査等委員	秦博文		公認会計士秦博文事務所所長 佐藤食品工業株式会社社外取締役
取締役 監査等委員	伊藤時光		伊藤時光税理士事務所所長 株式会社ウツノ社外監査役

（注）1．取締役増田陸奥夫氏、秦博文氏及び伊藤時光氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

2. 取締役秦博文氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役伊藤時光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、常勤監査等委員が重要な会議等に出席し情報収集することにより、業務執行取締役の職務執行を常時監視する体制を確保し、また、会計監査人及び監査室との密な連携が図れる体制を構築するとともに、監査等委員会へ報告することにより社外取締役である監査等委員との情報共有や連携を通じて実効性の高い監査機能を発揮するため、常勤監査等委員を選定しております。
5. 重要な兼職の状況に記載の以下の法人は、当社の子会社であります。

株式会社バロー	中部薬品株式会社
アレンザホールディングス株式会社	株式会社岐東ファミリーデパート
株式会社Ｖソリューション	株式会社ホームセンターバロー
株式会社アクトス	株式会社タチヤ
株式会社バローマックス	株式会社バローエージェンシー
中部アグリ株式会社	株式会社ファースト
株式会社VFlower	株式会社ダイユーエイト
中部興産株式会社	株式会社フタバヤ

6. 重要な兼職の状況に記載の一般社団法人日本食農連携機構、公認会計士秦博文事務所、佐藤食品工業株式会社、伊藤時光税理士事務所及び株式会社ウツノと当社との関係で記載すべき事項はありません。
7. 当社は社外取締役と責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
   ・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
   ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
8. 2020年４月１日以降で次の通り取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の異動がありました。

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	変更後	変更前
篠　花　明	常務取締役管理本部長 兼総務部長兼財務部長	常務取締役総務部長
小　池　孝　幸	取締役流通技術本部長 兼システム部長	取締役物流部長兼IT戦略室長 兼情報システム部長
志　津　幸　彦	取締役管理本部副本部長	取締役財務経理部長
米　山　智	取締役流通技術本部ルビット事業部長	取締役総合企画室長 兼ルビット事業部長
山　下　隆　夫	取締役流通技術本部無店舗事業推進室長	取締役無店舗販売事業部　部長
玉　井　宏　和	取締役管理本部企画部長	取締役企画部長

2.　当社の会社役員に対する報酬

区　　分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 （0名）	203百万円 （－百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	30百万円 （18百万円）
計	12名	233百万円

（注）　報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額61百万円（監査等委員を除く取締役61百万円）を含めております。

3.　社外役員に関する事項

区　分	氏名	主　な　活　動　状　況
社外取締役 (監査等委員)	増　田　陸奥夫	当事業年度に開催された当事業年度の取締役会すべてに出席及び監査等委員会に12回中11回出席し、主に金融機関に勤務した豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	秦　　博　文	当事業年度に開催された当事業年度の取締役会及び監査等委員会すべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	伊　藤　時　光	当事業年度に開催された当事業年度の取締役会及び監査等委員会すべてに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。

Ⅴ．会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	130百万円

（注）1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬額の見積りの算定根拠について確認し、検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法に基づく監査の額の区分をしておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

3. 会計監査人監査の対象となるすべての子会社につきましても、EY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。

3. 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」の適用準備に関する助言、指導業務であります。

4. 会計監査人と責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

5. 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認める場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

Ⅵ．剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

今後の長期的・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主各位に対して、安定的かつ継続的な配当と利益還元を行うことを基本方針としております。

当期末配当金につきましては、2020年５月22日に発表の通り前期より２円増配し、28円と決定いたしました。これにより、中間配当金24円と合わせた年間配当金は、前年より４円増配の52円となります。

また、内部留保につきましては、グループ事業の拡大に向けた事業基盤強化のための投融資に有効活用いたします。

（注）　本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部 科目	金額
流動資産	**104,565**
現金及び預金	24,687
受取手形及び売掛金	12,779
商品及び製品	51,284
原材料及び貯蔵品	891
その他	14,932
貸倒引当金	△10
固定資産	**279,353**
有形固定資産	**209,431**
建物及び構築物	132,628
機械装置及び運搬具	3,263
土地	51,636
リース資産	9,188
建設仮勘定	3,576
その他	9,139
無形固定資産	**15,706**
のれん	1,390
リース資産	144
その他	14,172
投資その他の資産	**54,215**
投資有価証券	7,141
長期貸付金	1,052
繰延税金資産	9,599
差入保証金	32,102
その他	4,660
貸倒引当金	△341
資産合計	**383,919**

負債の部 科目	金額
流動負債	**141,786**
支払手形及び買掛金	51,400
短期借入金	26,159
1年内償還予定の社債	20
1年内返済予定の長期借入金	21,180
リース債務	2,529
未払法人税等	3,659
賞与引当金	3,143
役員賞与引当金	141
ポイント引当金	1,479
未回収商品券引当金	275
店舗閉鎖損失引当金	562
資産除去債務	91
その他	31,143
固定負債	**101,486**
社債	10,010
長期借入金	53,489
リース債務	11,483
繰延税金負債	219
役員退職慰労引当金	627
退職給付に係る負債	4,743
資産除去債務	12,703
長期預り保証金	6,906
その他	1,301
負債合計	**243,273**
純資産の部	
株主資本	**132,375**
資本金	**13,609**
資本剰余金	**20,076**
利益剰余金	**99,256**
自己株式	**△566**
その他の包括利益累計額	**△1,627**
その他有価証券評価差額金	△1,865
繰延ヘッジ損益	0
為替換算調整勘定	273
退職給付に係る調整累計額	△34
新株予約権	**142**
非支配株主持分	**9,754**
純資産合計	**140,645**
負債及び純資産合計	**383,919**

連結損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**655,859**
売上原価		**485,339**
売上総利益		**170,519**
営業収入		**22,237**
営業総利益		**192,757**
販売費及び一般管理費		**177,241**
営業利益		**15,515**
営業外収益		
受取利息	133	
受取配当金	223	
受取事務手数料	1,425	
受取賃貸料	834	
持分法による投資利益	39	
その他	1,356	4,013
営業外費用		
支払利息	875	
為替差損	710	
不動産賃貸原価	696	
その他	367	2,650
経常利益		**16,878**
特別利益		
固定資産売却益	10	
投資有価証券売却益	2	
違約金収入	150	
補助金収入	283	
負ののれん発生益	40	
受取保険金	303	
その他	138	930
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	218	
減損損失	3,065	
固定資産圧縮損	221	
投資有価証券評価損	90	
災害による損失	365	
営業自粛による損失	272	
その他	707	4,944
税金等調整前当期純利益		**12,863**
法人税、住民税及び事業税	6,439	
法人税等調整額	△903	5,535
当期純利益		**7,328**
非支配株主に帰属する当期純利益		851
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,477**

貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部 科目	金額
流動資産	**60,674**
現金及び預金	8,663
売掛金	4,528
商品	1
貯蔵品	29
前払費用	1,667
関係会社短期貸付金	34,500
未収入金	5,827
その他	5,781
貸倒引当金	△325
固定資産	**170,721**
有形固定資産	**109,702**
建物	63,738
構築物	7,706
機械及び装置	2
車両運搬具	3
器具及び備品	320
土地	35,368
リース資産	1,611
建設仮勘定	**951**
無形固定資産	6,822
借地権	5,434
商標権	7
ソフトウエア	1,319
電話加入権	**60**
投資その他の資産	54,196
投資有価証券	5,680
関係会社株式	16,980
出資金	1
関係会社長期貸付金	12,680
長期前払費用	983
繰延税金資産	2,840
差入保証金	17,142
その他	426
貸倒引当金	△2,540
資産合計	**231,395**

負債の部 科目	金額
流動負債	**101,781**
買掛金	1
短期借入金	17,960
関係会社短期借入金	25,696
1年内返済予定の長期借入金	15,999
リース債務	185
未払金	36,005
未払法人税等	112
未払消費税等	244
未払費用	123
前受金	482
商品券	459
預り金	2,474
賞与引当金	46
役員賞与引当金	61
未回収商品券引当金	268
ポイント引当金	912
店舗閉鎖損失引当金	523
資産除去債務	56
その他	167
固定負債	**64,372**
社債	10,000
長期借入金	36,547
関係会社長期借入金	160
リース債務	2,477
長期前受金	127
退職給付引当金	2,019
株式報酬引当金	103
資産除去債務	6,555
長期預り保証金	5,886
長期未払金	497
負債合計	**166,153**
純資産の部	
株主資本	**66,990**
資本金	**13,609**
資本剰余金	**15,539**
資本準備金	14,363
その他資本剰余金	1,176
利益剰余金	**38,407**
利益準備金	322
その他利益剰余金	38,085
建物圧縮積立金	51
別途積立金	28,400
繰越利益剰余金	9,633
自己株式	**△566**
評価・換算差額等	**△1,850**
その他有価証券評価差額金	△1,850
新株予約権	**101**
純資産合計	**65,242**
負債及び純資産合計	**231,395**

損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**83**
売上原価		**33**
売上総利益		**49**
営業収入		35,650
営業総利益		**35,700**
販売費及び一般管理費		**32,638**
営業利益		**3,062**
営業外収益		
受取利息	181	
受取配当金	163	
受取事務手数料	9	
受取賃貸料	20	
受取手数料	94	
補助金収入	5	
保険差益	5	
その他	107	588
営業外費用		
支払利息	355	
為替差損	474	
その他	209	1,038
経常利益		**2,612**
特別利益		
固定資産売却益	1,065	
補助金収入	100	
違約金収入	136	
その他	1	1,303
特別損失		
固定資産除却損	161	
投資有価証券評価損	68	
減損損失	1,021	
貸倒引当金繰入額	1,229	
固定資産圧縮損	38	
店舗閉鎖損失	268	
その他	300	3,088
税引前当期純利益		**827**
法人税、住民税及び事業税	68	
法人税等調整額	△175	△107
当期純利益		**935**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

株式会社　バローホールディングス
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
名　古　屋　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中川　昌美　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水谷　洋隆　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社バローホールディングスの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バローホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

株式会社　バローホールディングス
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
名　古　屋　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中川　昌美　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水谷　洋隆　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社バローホールディングスの2019年４月１日から2020年３月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書（謄本）

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月1日から2020年３月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月27日

株式会社バローホールディングス　監査等委員会

常勤監査等委員　髙　﨑　　治　㊞

監査等委員　増　田　陸奥夫　㊞

監査等委員　秦　　博　文　㊞

監査等委員　伊　藤　時　光　㊞

（注）監査等委員増田陸奥夫、秦博文および伊藤時光は、会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

2020 年 6 月 26 日（金曜日）午前 10 時
岐阜県多治見市十九田町 2 番地の 8
バロー文化ホール（多治見市文化会館）大ホール

●交通機関のご案内

1．ＪＲ多治見駅北口より、会場までは徒歩約 15 分です。
　ＪＲ多治見駅北口から会場までの送迎バスの運行は中止とさせていただきます。
2．会場駐車場は、駐車台数に限りがありますので、あらかじめご了承願います。
　また、会場近隣の店舗等への無断駐車は、ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
　有料駐車場をご使用の際は、ご負担をお願いいたします。

ご案内の会場は公共施設であり、新型コロナウイルスの感染拡大等で開催が不可能となる場合が想定されます。会場変更を含め、開催当日までに変更が発生した場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにてご案内いたします。
ご来場を検討されている株主さまは、開催日の前日には、当社ウェブサイトをご確認ください。
当社ウェブサイト URL https://valorholdings.co.jp/

株式会社バローホールディングス

UD FONT

VEGETABLE OIL INK